

寺仏堂



寺仏堂（阿彌陀三尊）



寺仏堂（仏間）



寺仏堂（厨房）



寺仏堂（広間）

寺仏堂使用に関する規程（一部抜粋）

下記の目的で使用の場合はそれぞれ特別志納金を納めるものとする。

イ、年回法要（法事）で使用の場合

（和田寺が法要執行の場合のみとし檀徒及び霊園使用者を対象とする）

法要のみに使用の場合	法要・会食に使用の場合
2,000円	5,000円

各種団体の研修会等で使用の場合も上記に準ずるものとする。

ロ、葬儀式関係で使用の場合

（和田寺が執行の場合のみとし檀徒を対象とする。霊園使用者で檀徒でない場合、葬儀式は行えない。）

1、通夜法要・葬儀式を行なう場合	15万円
2、葬儀式を行なう場合	10万円

通夜法要を行わなくても、前日からご遺体を安置される場合は1とみなす
初七日精進上げ等は葬儀式の中に含めるものとし、使用する、しないによ
る金額の変更はないものとする。